

福知山市監査委員告示第4号

令和3年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、  
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年11月17日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

市民病院事務部 総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>(1) 入札や見積徴取において、提出された入札書や見積書の封印が遺漏しているものが複数あった。</p> <p>(2) 業務契約において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあった。また、誤った見積書を根拠に業務を発注しているものがあった。適切な契約事務に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 入札執行等における点検事項を再確認するとともに、その点検を複数人で行うことを徹底した。</p> <p>(2) 今後は、財務規則に基づき適正な事務を執行する。また、誤りをチェックできるよう課全体で審査体制の強化に努める。</p>

上下水道部 経営総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 補助金等について</p> <p>補助金交付団体から提出された交付申請書や実績報告書の受付後の事務手続きに長期間を要しているものが複数あった。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 補助金等について</p> <p>交付申請書や実績報告書の受付後の事務手続きを速やかに行うように改善した。</p>